

## 目 次

第1 監査の範囲 -----	1
1 監査対象の概要 -----	1
2 監査の観点、実地監査の場所及び期間 -----	4
第2 監査の結果 -----	5
1 委託事業の費用対効果及び成果の検証について -----	5
(1) 相談事業について見直しを検討すべきもの -----	6
(2) 映像ライブラリーの運営について見直しを検討すべきもの -----	8
(3) 委託料の支払を適切に行うべきもの -----	9
(4) 事業効果の検証を行うべきもの -----	11
(5) 是正指導の処理結果を適切に通知すべきもの -----	11
(6) アンケート結果を有効活用すべきもの -----	12
(7) 世帯人員の是正措置を早急に行うべきもの -----	12
(8) 都民サービスの提供を適切に行うべきもの -----	13
(9) 施設利用の促進を図るべきもの -----	14
2 委託事業の契約は適正妥当かについて -----	15
(1) 契約方法の見直しを検討すべきもの -----	16
(2) 個人情報管理について必要な措置を行うべきもの -----	16
(3) 契約を適切に行うべきもの -----	17
(4) 精算時における審査を適切に行うべきもの -----	18
(5) 共通経費の配分割合を見直すべきもの -----	19
(6) 委託料の返還を求めるべきもの -----	20
(7) 委託業務を適切に行うよう指導すべきもの -----	21
(8) 利息の帰属を明確にすべきもの -----	22
<意見・要望>	
(1) 委託契約のあり方について検討すべきもの -----	23
ア 庁舎管理業務委託契約のあり方について検討すべきもの -----	23
イ 保守点検業務委託契約のあり方について検討すべきもの -----	24
(2) 運用利息を充当している引当金のあり方について検討すべきもの -----	24
3 委託事業に関する指導監督について -----	25
(1) 案内表示、パンフレットの記載内容を指導すべきもの -----	26
(2) 業務従事者の資格要件について指導監督を行うべきもの -----	27
(3) 委託料の用途証明を明確にするよう指導監督すべきもの -----	28
(4) 未返却図書督促を指導すべきもの -----	29

(5) 誘導標識を適切に設置するよう指導すべきもの -----	29
(6) 委託料の執行について改善を指示すべきもの -----	30
(7) 物品の購入を計画的に行うよう指導すべきもの -----	31
(8) 物品等の適切な購入を指導すべきもの -----	31
<意見・要望>	
(1) 深夜を想定した避難訓練の積極的な実施に努めるよう指導すべきもの -----	32
4  むすび -----	34

## 監理団体への委託事業について

(政策報道室ほか)

### 第1 監査の範囲

#### 1 監査対象の概要

現在の都政は、少子・高齢化、雇用不安、地球規模での環境悪化などが進む中で、都民の健康で豊かな生活を確保するために、解決しなければならない様々な課題への対応を迫られている。

都は、これらの課題を解決するため、危機的な財政状況の中においても、各種施策を実施している。

都の事務事業は、時代とともに多様化・複雑化が進んだことに伴い、実施方法について、様々な工夫を加えることが求められてきたことから、都は、直接実施していた事務事業の多くを、当該事務事業を実施するためにふさわしい各種公益団体及び民間事業者等を活用して実施してきた。

これらの団体等の中で、実施する事業が、都政と特に密接な関係を有する団体として、東京都監理団体（以下「監理団体」という。）がある。

監理団体は、都が出資又は出えんを行っている団体及び継続的な財政、人的支援等を行っている団体のうち、都が特に指導監督又は関与を行うものであり、平成11年度においては62団体が指定されている。

都は、これら監理団体のうち、45団体に対して、公の施設の管理運営、調査、研究等各種の事務事業を委託している。

ところで、監理団体への委託事業は、事業によって、社会経済状況の変化等によりその意義が薄れているものもあることなどから、都は、財政再建推進プラン（平成11年7月）において、財政構造改革への取組みの一環として、監理団体への委託事業の見直しを進め、さらに平成12年2月に「東京都監理団体総点検のための基本指針」を策定し、すべての監理団体を対象として、設立目的までさかのぼった抜本的な見直しを行うこととした。

このような状況から、監理団体への委託事業について、委託の効果、委託に当たっての都の責任のあり方等について検証し、改善していく必要がある。

そこで、今回の監査においては、各局が各監理団体に委託している事業を横断的に捉え、①委託事業の費用対効果及び成果の検証をしているか、②委託事業の契約は適正妥当か、③委託事業に関する指導監督は適切に行われているかなどについて、別項「監査の観点」に基づき、平成11年度事業を中心として実施した。

なお、今回監査対象としたものは、次のとおりである。

- ① 監査対象とした局は、表1のとおり、23局であり、委託金額は1,360億4,908万余円、件数は298件である。
- ② 監査に当たっては、表2のとおり、委託している監理団体45団体のうち38団体について、

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第8項に基づき、関係人調査を行った。

（注）地方自治法第199条第8項

監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、又は関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができる。

（表1）監査対象とした局、委託金額、委託件数等調べ

局名	委託金額（円）	件数	主な委託事業
政策報道室	558,256,209	8	シティホールテレビの運営業務ほか
総務局	113,930,999	1	東京都産業労働会館の管理運営業務等
都立大学	30,227,605	1	国際交流会館の管理運営業務
財務局	153,805,560	1	東京都庁有車駐車場の管理運営業務
主税局	1,524,176,942	4	自動車税事務所業務ほか
生活文化局	4,409,488,705	5	江戸東京博物館の管理運営業務ほか
都市計画局	122,363,850	1	東京都建設発生土再利用センターの大規模補修業務
環境局	4,482,455,900	18	河川清掃業務ほか
福祉局	18,770,689,547	6	心身障害者（児）施設の管理運営業務ほか
高齢者施策推進室	58,952,121	2	ナーシングホームの介護システムに関する調査研究ほか
衛生局	282,766,709	15	保健医療情報センターの運営業務ほか
労働経済局	3,428,153,767	15	東京都高年齢者就業センター等の管理運営業務ほか
住宅局	38,136,584,949	10	東京都営住宅の管理業務等ほか
多摩都市整備本部	342,477,254	4	新住事業処分予定地販売促進補助業務ほか
建設局	23,639,572,019	31	都立公園、霊園・葬儀所等施設の管理運営業務ほか
港湾局	10,585,592,070	18	海上公園の管理業務ほか
交通局	1,485,600,000	1	自動車の整備及び検査業務
水道局	4,617,580,423	32	管路診断業務ほか
下水道局	8,536,775,643	108	南部スラッジプラントの管理業務ほか
教育庁	11,385,263,705	7	文化・体育施設の維持管理・使用料徴収事務ほか
東京消防庁	3,349,189,401	5	自主防災組織等指導育成業務ほか
警視庁	27,455,546	1	不当要求防止責任者講習業務
議会局	7,728,410	4	シティホールテレビによる議会中継放送業務ほか
合計	136,049,087,334	298	

(表2) 各局が委託している監理団体

団 体 名	団 体 名
<p><b>【政策報道室】</b> 社団法人 東京都映画協会 (※)</p> <p><b>【総務局】</b> 財団法人 東京都人権啓発センター</p> <p><b>【都立大学】</b> 財団法人 東京都生涯学習文化財団</p> <p><b>【財務局】</b> 財団法人 東京都駐車場公社</p> <p><b>【主税局】</b> 財団法人 東京税務協会</p> <p><b>【生活文化局】</b> 財団法人 東京都歴史文化財団 財団法人 東京女性財団 社団法人 東京コンベンション・ビジターズ ビューロー</p> <p><b>【都市計画局】</b> 財団法人 東京都新都市建設公社</p> <p><b>【環境局】</b> 財団法人 東京都環境整備公社</p> <p><b>【福祉局】</b> 財団法人 東京都地域福祉財団 社会福祉法人 東京都社会福祉事業団</p> <p><b>【高齢者施策推進室】</b> 財団法人 東京都老人総合研究所 財団法人 東京都地域福祉財団</p> <p><b>【衛生局】</b> 財団法人 東京都保健医療公社 財団法人 東京都健康推進財団 財団法人 東京都医学研究機構 (※) 株式会社 東京テレポートセンター 財団法人 東京救急協会</p> <p><b>【労働経済局】</b> 財団法人 東京都中小企業振興公社 社団法人 東京都農住開発協会 (※) 財団法人 東京都高齢者事業振興財団 財団法人 東京都勤労福祉協会 財団法人 東京都農林水産振興財団 財団法人 東京都島しょ振興公社</p> <p><b>【住宅局】</b> 東京都住宅供給公社 財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 財団法人 東京都人権啓発センター</p> <p><b>【多摩都市整備本部】</b> 株式会社 多摩ニュータウン開発センター 財団法人 東京都生涯学習文化財団</p>	<p><b>【建設局】</b> 財団法人 東京動物園協会 財団法人 東京都公園協会 財団法人 東京都駐車場公社 東京都道路公社 東京鉄道立体整備株式会社 (※) 社団法人 東京都映画協会 (※) 財団法人 東京都生涯学習文化財団 財団法人 東京都新都市建設公社 多摩都市モノレール株式会社 (※) 株式会社 ゆりかもめ</p> <p><b>【港湾局】</b> 社団法人 東京都港湾振興協会 財団法人 東京港埠頭公社 株式会社 ゆりかもめ 株式会社 東京テレポートセンター</p> <p><b>【交通局】</b> 東京トラフィック開発株式会社</p> <p><b>【水道局】</b> 東京都市開発株式会社 (※) 水道総合サービス株式会社 水道マッピングシステム株式会社 東京都住宅供給公社</p> <p><b>【下水道局】</b> 東京都下水道サービス株式会社 財団法人 東京都新都市建設公社 株式会社 東京テレポートセンター</p> <p><b>【教育庁】</b> 財団法人 東京都体育協会 財団法人 東京都交響楽団 (※) 財団法人 東京都生涯学習文化財団 東京都住宅供給公社</p> <p><b>【東京消防庁】</b> 財団法人 東京連合防火協会 財団法人 東京防災指導協会 財団法人 東京救急協会</p> <p><b>【警視庁】</b> 財団法人 暴力団追放運動推進都民センター</p> <p><b>【議会局】</b> 社団法人 東京都映画協会 (※) 財団法人 東京都交響楽団 (※)</p>

(注) 1 網掛けの団体は、複数の局が委託しているため再掲している。

(注) 2 ※印の団体には、関係人調査を行っていない。

2 監査の観点、実地監査の場所及び期間

主 たる 観 点	実地監査場所	実地監査期間
<p>(1) 委託事業の費用対効果及び成果の検証について</p> <p>ア 都民サービスの向上効果の検証をしているか、また、その成果は生かされているか。</p> <p>イ 委託を行うことにより、事業の効率性が発揮されているか。</p> <p>ウ 委託事業の成果を、有効に活用しているか。</p> <p>エ 委託事業の継続についての見直しを、毎年度実施しているか。</p> <p>オ 委託料が適切であるかどうかの見直しを、毎年度実施しているか、また、その支払い時期・金額は適切なものとなっているか。</p> <p>カ 事業効果が上がっていないものについて、適切な対応がとられているか。</p> <p>(2) 委託事業の契約は適正妥当かについて</p> <p>ア 委託事業の契約手続は適正妥当なものとなっているか。</p> <p>イ 委託料の積算を適切に行っているか。</p> <p>ウ 受託団体が再委託をしている場合、その委託事業が適正に行われているか。また、その契約金額・内容を正確に把握しているか。</p> <p>エ 合理的理由なく、再委託先が長期固定化していないか。</p> <p>オ 委託事業の履行確認は、適正に行われているか。</p> <p>(3) 委託事業に関する指導監督について</p> <p>ア 委託事業が効率的・効果的に実施されるよう、指導監督を適切に行っているか。</p> <p>イ 各局は、受託者側が都民サービスに向けての研修を実施していることを確認しているか。</p> <p>ウ 委託事業の事業実績報告書の中に、必要な情報が記載されているか。</p>	<p>政 策 報 道 室</p> <p>総 務 局</p> <p>都 立 大 学</p> <p>財 務 局</p> <p>主 税 局</p> <p>生 活 文 化 局</p> <p>都 市 計 画 局</p> <p>環 境 局</p> <p>福 祉 局</p> <p>高 齢 者 施 策 推 進 室</p> <p>衛 生 局</p> <p>労 働 経 済 局</p> <p>住 宅 局</p> <p>多 摩 都 市 整 備 本 部</p> <p>建 設 局</p> <p>港 湾 局</p> <p>交 通 局</p> <p>水 道 局</p> <p>下 水 道 局</p> <p>教 育 庁</p> <p>東 京 消 防 庁</p> <p>警 視 庁</p> <p>議 会 局</p>	<p>平成12年 6月19日から</p> <p>平成12年10月13日まで</p>

## 第2 監査の結果

### 1 委託事業の費用対効果及び成果の検証について

監理団体への委託事業の多くは、当該団体が事業を熟知し、効率的かつ弾力的に業務を行う能力があるとの理由から、特命随意契約によっている。

これらの委託事業は、最小限の経費で、常に効率的・効果的に都民サービスの向上を図ることが求められていることから、委託事業の費用対効果を検証し、効果の上がない事業については改善を図り、事業目的の薄れたものについては事業の廃止を含めた見直しを図る必要がある。

さらに、委託事業の成果の検証については、都が直接事業を実施する場合と比較し、監理団体を活用していることのメリットが十分に発揮されているか、つまり、民間の人材、経営ノウハウなどを活用することにより、効率的、弾力的な都民サービスの提供などができているかについても、その成果を検証しなくてはならない。

しかしながら、委託事業のあり方、委託料の支払、委託事業の成果の有効活用等について、改善・検討すべき点が見受けられた。

以下、問題点について述べる。

(1) 相談事業について見直しを検討すべきもの

教育庁は、スポーツ体育施設6施設の管理運営等を財団法人東京都生涯学習文化財団（以下「生涯学習文化財団」という。）に委託している。

生涯学習文化財団は、夢の島総合体育館を除く5施設において、表3のとおり健康体力相談事業を、また、東京体育館においてのみ栄養相談事業を、庁から受託し実施している。

これらの事業の実施状況等について見たところ、次のとおり、問題点が認められた。

ア 東京体育館及び東京辰巳国際水泳場における健康体力相談事業の実施状況は表4のとおりであるが、年間の利用者は、それぞれ647人及び170人となっている。

ところで、相談に要する経費を見たところ、利用者1人当たりの直接経費は、それぞれ5万9,200円及び6万100円となっており、利用料金1,100円に対して多大なものとなっている。

イ 駒沢オリンピック公園総合運動場及び東京武道館の健康体力相談は、トレーニングルームを使用する者が無料で利用できるものである。トレーニングルーム利用者が健康体力相談を利用している割合は、表5のとおり、それぞれ2.5%及び1.0%と低調なものとなっている。

また、栄養相談事業は、運動と栄養に関する指導・助言等を栄養士が行うもので、利用方法は、トレーニングルーム又は健康体力相談室を使用する者が無料で利用できるものである。

平成11年度における実施状況は、表6のとおりであるが、①利用者1人当たり、2,670円の直接経費がかかっており、1日当たりの利用率（1日平均利用者数（3.3人）／1日最大利用可能者数（12人））が27.5%と低調なものとなっている。②トレーニングルーム利用者が栄養相談を利用している割合は、0.5%と低調なものとなっている。

庁は、費用対効果及び利用率を考慮し、相談事業について見直しを検討されたい。

（教育庁）

(表3) 各施設の健康体力相談事業の内容

施設名	相談事業内容
東京体育館	全身持久力測定相談：問診、安静時血圧測定、安静時心電図測定、肺機能検査、形態計測、最大酸素摂取量測定、運動処方等 筋力測定相談：問診、安静時血圧測定、肺機能検査、筋持久力・筋パワー測定、形態計測、運動処方等
駒沢オリンピック公園総合運動場	問診、安静時血圧測定、安静時脈拍測定、形態計測、簡易持久力測定、筋力測定、運動処方等
多摩スポーツ会館	問診、安静時血圧測定、安静時脈拍測定、形態計測、簡易持久力測定、筋力測定、運動処方等
東京武道館	問診、安静時血圧測定、形態計測、簡易持久力測定、筋力測定、運動処方等
東京辰巳国際水泳場	泳力測定：健康チェック、10分間の泳力測定 泳法分析クリニック：VTRシステムによる水泳フォーム録画、フォームのチェック及び矯正トレーニング法と技術アドバイス 筋力・形態コース：筋力測定システム及び筋電計による筋力・筋持久力の測定及びウェイトトレーニング法をアドバイス トレーニング処方：ペースメーカーにより多様な速度で泳ぎ携帯用心拍計での測定及び乳酸測定、トレーニング法をアドバイス



(表4) 平成11年度健康体力相談事業実施状況

施設名	実施日数	利用者数		利用料金	1日当たり 相談開設時間	所要時間	1日当たり最大 利用可能者数	スタッフ内訳	直接経費		利用者1人当 たり経費(注2)	利用方法
		1日当たり	人						謝金等	機器維持		
東京体育館	183	647	3.5	1,100	240	約90	5~10	医師1 看護婦1 相談員1~2	22,313	15,990	59,200	予約
駒沢オリンピック 公園総合運動場	335	2,969	8.9	無料(注1)	180	30~60	6	相談員2	7,281	—	2,400	予約
多摩スポーツ会館	50	436	8.7	無料(注1)	300	30~60	12	相談員1	1,090	—	2,500	来館
東京武道館	150	497	3.3	無料(注1)	420	30~60	14	相談員1	3,105	—	6,200	来館
東京辰巳 国際水泳場	20	170	8.5	1,100	240	30~60	12	医師1 看護婦1 相談員1 測定員1	1,592	8,631	60,100	予約

(注) 1 健康体力相談の利用料金は、駒沢オリンピック公園総合運動場及び東京武道館では350円、多摩スポーツ会館では290円のトレーニングルーム利用料に含まれる。

(注) 2 利用者1人当たり経費の金額は、100円未満を切り捨てている。

(表5) 平成11年度トレーニングルーム利用者数及び健康体力相談利用者数

施設名	トレーニングルーム利用者(A)	健康体力相談利用者数(B)	(B) / (A)
駒沢オリンピック公園総合運動場	117,758人	2,969人	2.5%
東京武道館	52,214	497	1.0

(表6) 平成11年度栄養相談事業実施状況

施設名	実施日数	栄養相談利用者数		1日当たり 相談開設時間	所要時間	1日当たり最大 利用可能者数	スタッフ内訳	直接経費 (謝金等)	利用者1人当 たり経費(注)	利用方法	トレーニングルーム 利用者数(B)	(A) / (B)
		(A)	1日当たり									
東京体育館	183	596	3.3	360	30	12	栄養士1	1,592,100	2,670	来館	115,377	0.5

(注) 利用者1人当たり経費の金額は、10円未満を切り捨てている。

(2) 映像ライブラリーの運営について見直しを検討すべきもの

生活文化局は、江戸東京博物館の事業の一部として、館内に映像ライブラリーを設置し、その管理運営を財団法人東京都歴史文化財団（以下「歴史文化財団」という。）に委託している。

映像ライブラリーは、東京の歴史及び文化に関する映像資料（222作品、1作品当たりの上映時間は平均23分である。）の中から、利用者が見たい作品を選び、28台あるビデオブースにおいて、少人数で無料により見ることができるものである。

ところで、平成11年度における映像ライブラリーの利用状況について見たところ、年間で307日開館しており、1日では580回程度利用可能と推計されるにもかかわらず、1日の平均利用回数は96回（年間利用回数2万9,396回）と低調なものとなっている。

また、施設の運営経費は直接経費だけでも表7のとおりであり、1回当たり、5,049円となっている。

局は、費用対効果の面から、機器のリース更新時に、映像ライブラリーの運営について見直しを検討されたい。

（生活文化局）

(表7) 映像ライブラリー運営直接経費

(単位：円)

費用の内訳	金額
機器リース料	122,870,160
機器保守料	15,225,000
その他上映作品の購入等	10,334,500
計	148,429,660

(3) 委託料の支払を適切に行うべきもの

委託料については、公金の適切かつ効果的な支出を行い、絶えずその必要性を的確に把握することが求められるが、各局から団体への平成11年度の委託料の支払状況等について見たところ、次のとおり、適切を欠く事例が認められた。

局は、歳計現金の効率的な執行が求められていることから、事業に見合った委託料の支払を適切に行われたい。

ア 教育庁は、東京文化会館等の管理運営及び使用料等徴収事務を生涯学習文化財団に委託している。

ところで、生涯学習文化財団における委託料の執行状況を見たところ、表8のとおり、概算払受額に対し執行額が少なく、執行残額が多額となっている。

(教育庁)

(表8) 委託料の執行状況調べ

(単位：円)

月	概算払受額	執行額	執行額累計	残額
4	4,363,542,000	247,599,877	247,599,877	4,115,942,123
5		662,360,019	909,959,896	3,453,582,104
6		1,093,199,793	2,003,159,689	2,360,382,311
7	3,162,870,000	809,922,804	2,813,082,493	4,713,329,507
8		875,558,461	3,688,640,954	3,837,771,046
9		973,624,870	4,662,265,824	2,864,146,176
10	2,722,383,000	950,022,794	5,612,288,618	4,636,506,382
11		819,325,232	6,431,613,850	3,817,181,150
12		1,136,030,698	7,567,644,548	2,681,150,452
1	791,273,000	795,620,374	8,363,264,922	2,676,803,078
2		799,656,855	9,162,921,777	1,877,146,223
3		1,869,634,705	11,032,556,482	7,511,518
合計	11,040,068,000	11,032,556,482	11,032,556,482	7,511,518

イ 福祉局は、11箇所 の障害者（児）施設の管理運営を社会福祉法人東京都社会福祉事業団（以下「社会福祉事業団」という。）に委託している。

ところで、事業団における委託料の執行状況を見たところ、表9のとおり、概算払受額に対し執行額が少なく、執行残額が多額となっている。

（福祉局）

（表9）委託料の執行状況調べ（単位：円）

月	概算払受額	執行額	執行額累計	残額
4	6,946,757,788	777,912,406	777,912,406	6,168,845,382
5		1,028,256,461	1,806,168,867	5,140,588,921
6		2,574,461,961	4,380,630,828	2,566,126,960
7	3,878,206,422	1,074,817,989	5,455,448,817	5,369,515,393
8		1,193,016,993	6,648,465,810	4,176,498,400
9		1,632,453,704	8,280,919,514	2,544,044,696
10	5,629,018,006	1,128,057,331	9,408,976,845	7,045,005,371
11		1,167,021,303	10,575,998,148	5,877,984,068
12		2,810,686,044	13,386,684,192	3,067,298,024
1	3,252,736,285	1,160,016,042	14,546,700,234	5,160,018,267
2		1,163,481,771	15,710,182,005	3,996,536,496
3		1,291,858,212	17,002,040,217	2,704,678,284
合計	19,706,718,501	17,002,040,217	17,002,040,217	2,704,678,284

ウ 港湾局は、荷役機械の運転管理業務及び船舶への給水業務を財団法人東京港埠頭公社（以下「埠頭公社」という。）に委託している。

ところで、埠頭公社における委託料の執行状況について見たところ、表10のとおり、第4四半期において概算払受額に対し執行額が少なく、執行残額が多額となっている。

（港湾局）

（表10）委託料の執行状況調べ（単位：円）

区分	概算払受額	執行額	執行額累計	残額
荷管 役理 機業 械務 運 転	第1～3四半期			
	108,242,000	106,393,254	106,393,254	1,848,746
	第4四半期			
	42,707,000	6,977,053	113,370,307	37,578,693
	合計			
	150,949,000	113,370,307	113,370,307	37,578,693
船 舶 給 水 業 務	第1～3四半期			
	169,618,000	158,810,357	158,810,357	10,807,643
	第4四半期			
	64,149,000	44,093,353	202,903,710	30,863,290
	合計			
	233,767,000	202,903,710	202,903,710	30,863,290

(4) 事業効果の検証を行うべきもの

労働経済局は、檜原都民の森及び奥多摩都民の森の広報、PR活動を財団法人東京都農林水産振興財団（以下「農林水産振興財団」という。）に委託している。

ところで、広報、PR活動状況について見たところ、平成11年度においては、都民の森が広く都民に利用されるよう、チラシ、パンフレットの作成、ポスターの掲示、立川駅における電光板の掲示等により、都民の森の広報等を行っているものの、その効果の検証が行われておらず適切でない。

局は、費用対効果の観点から、都民の森の管理運営を受託している檜原村及び奥多摩町が、来園者等から徴しているアンケート等の有効活用を図るなど、広報等の事業効果について検証を行われない。

（労働経済局）

(5) 是正指導の処理結果を適切に通知すべきもの

住宅局は、都営住宅の管理を東京都住宅供給公社（以下「住宅供給公社」という。）に委託している。

委託契約に基づく「都営住宅管理業務処理協定」第24条及び「委託関係業務実施基準」（以下「基準」という。）第10によれば、住宅供給公社は、不適正事例に該当する事項を知った場合、速やかに局に報告することと規定されている。

また、局はその報告をもとに、必要事項を調査の上、当該事例の是正指導等を行い、処理結果について、各四半期に1回住宅供給公社に通知することと規定されている。

ところで、不適正事例は、違法駐車、不正入居、入居者の不正行為による住民間のトラブルなど多岐にわたり、解決が困難なものについて、住宅供給公社から局へ579件報告されている。

局は、報告された不適正事例については是正指導等の措置をとり、解決に至る交渉経過等を独自に記録しているが、基準に規定された四半期ごとの住宅供給公社への通知を行っておらず、担当者が必要と判断したもののみ電話等で連絡するに止まっている。

しかしながら、住宅供給公社が都営住宅を現場で管理し、入居者及び近隣住民からの苦情・問い合わせの直接窓口となっていることから、局は、処理結果を適切に住宅供給公社に通知されたい。

（住宅局）

(6) アンケート結果を有効活用すべきもの

環境局は、清掃施設見学会業務を財団法人東京都環境整備公社（以下「環境整備公社」という。）に委託している。

この見学会業務は、東京のごみ問題について、都民の理解と協力を得るため、中央防波堤埋立処分場の見学を中心として実施しているもので、18歳以上を対象とした平日コースと、児童も参加可能な土・日コースからなっている。

ところで、いずれのコースでも参加者に対してアンケートを実施しているものの、仕様書においてアンケートの集計結果の報告等を義務づけていないため、環境整備公社から局へ報告されるものは、自由記入の意見要望の中から、環境整備公社が必要と判断したものに止まっており、それ以外の項目の集計・分析も行われていない。

アンケートでは参加者のゴミに対する意識調査、施策の周知度、行政への要望、見学会を知った媒体等が回答されていることから、局は、それらを廃棄物処理行政及び施設見学に反映させるよう、仕様書にアンケートの集計・分析を明記するとともに、その結果を有効活用されたい。

（環境局）

(7) 世帯人員の是正措置を早急に行うべきもの

住宅局は、都営住宅の居住状況実態調査を住宅供給公社に委託している。

平成11年度の調査は、都営住宅の入居者から局に提出された収入報告書及び課税証明書に記載された世帯員数が、局の世帯員管理システム（電算処理）による世帯員数と一致しないものの3,418件について、住宅供給公社が住民基本台帳等との照合や訪問調査を行い、居住状況の実態を把握するものである。

調査の結果、入居者の家族が転出したとして処理したもののうち、610件について入居していることが確認された。

しかしながら、世帯員数の把握は、家賃（住宅使用料）の決定に影響を与えることから、監査日（平成12.9.19）現在、世帯人員の是正措置を行っていないのは適切でない。

局は、世帯人員の是正措置を早急に行われたい。

（住宅局）

(8) 都民サービスの提供を適切に行うべきもの

労働経済局は、檜原都民の森及び奥多摩都民の森の情報提供等の実施を農林水産振興財団に委託している。

農林水産振興財団は業務の一環として、奥多摩都民の森（体験の森）のホームページを公開しているが、その内容について見たところ、①ホームページ内にイベントカレンダーとして、年間行事を紹介するページが設けられているが、平成12年度は、表11のとおりイベントが予定されているにもかかわらず、監査日（平成12. 7. 12）現在、当該ページは「ただいま準備中」となっており、イベント情報の公開がなされていないこと、②21世紀に向けての森林の活用方法、保全管理のあり方について都民に意見を問うためとして、「森林の育成に関するアンケート」をホームページに掲載しているが、アンケート自体が平成10年度をもって終了し、現在は全く利用されていないにもかかわらず、ホームページに公開されたままとなっていることなど、都民へのサービスに欠ける状況となっている。

局は、ホームページの機能を十分に活用するなど、都民サービスの提供を適切に行われたい。

（労働経済局）

(表11) 平成12年度奥多摩都民の森年間イベント

実施月日	行 事 名	実施月日	行 事 名
4月 22, 23日	通年林業体験講座A（第1回）	11月 11, 12日	紅葉の登山とリース作り
5 3, 4	通年林業体験講座A（第2回）	11 18, 19	通年林業体験講座B（第4回）
5 13, 14	通年林業体験講座B（第1回）	11 25, 26	通年林業体験講座A（第5回）
6 10, 11	親子林業体験教室	12 2, 3	リース作り教室
7 8, 9	通年林業体験講座A（第3回）	12 9, 10	炭焼き講座（第2回）
7 15, 16	通年林業体験講座B（第2回）	1 13, 14	通年林業体験講座A（第6回）
7 29, 30	親子林業体験教室	1 20, 21	通年林業体験講座B（第5回）
8 1~3	夏休み子供林業体験教室	1 27, 28	炭焼き講座（第3回）
8 12, 13	親子林業体験教室	2 3, 4	炭焼き講座（第4回）
9 9, 10	通年林業体験講座A（第4回）	3 10, 11	きのこ栽培講座（第2回）
9 16, 17	通年林業体験講座B（第3回）	3 17, 18	通年林業体験講座B（第6回）
10 7, 8	きのこ栽培講座（第1回）	3 24, 25	通年林業体験講座A（第7回）
10 21, 22	炭焼き講座（第1回）		

(9) 施設利用の促進を図るべきもの

教育庁は、東京都現代美術館の管理運営等を生涯学習文化財団に委託している。

同美術館には、東京都現代美術館条例（平成6年東京都条例第81号）により、利用貸出施設として講堂（多機能利用可）及び研修室（2室）が設置されているが、その利用実績は、表12のとおり低調なものとなっている。

これは、同施設をPRするパンフレットに、開設以来、講堂等を写真で紹介しているのみで、利用可能な施設であることをはじめ、利用時間、料金等について全く掲載されていないことなど、PR不足も一因となっている。

庁は、パンフレットに適切な記載を行い、PRに努めるなど、より多目的な利用が図られるよう、施設利用の促進を図られたい。

（教育庁）

（表12）平成11年度施設利用実績

施設名	利用者数	利用可能回数(A)	利用回数(B)	利用率(B/A)
講堂	11,413人	640回	90回	14.1%
第一研修室	1,660	640	58	9.1
第二研修室	1,838	640	93	14.5



## 2 委託事業の契約は適正妥当かについて

監理団体は、都と密接な関係にあることから、委託事業の契約はより一層適正妥当なものであることが求められる。

そのためには、委託経費の積算は適切に行われているか、その契約手続は適正妥当なものとなっているか、委託事業の執行について改善すべき点がないか、契約の履行確認は適正に行われているかを検証する必要がある。

また、団体が再委託をしている場合は、契約内容が適切か、合理的な理由もなく再委託先が長期に固定化していないかを検証する必要がある。

さらに、委託契約等の見直しを行うべきものはないか、委託先の受託事業に係る経理は適正に行われているかなどについても、常に留意しなくてはならない。

しかしながら、委託契約のあり方、委託料の執行、経費の負担割合、契約の履行確認、利息の帰属等について、改善・検討すべき点が見受けられた。

以下、問題点について述べる。

(1) 契約方法の見直しを検討すべきもの

建設局は、多磨霊園みたま堂（納骨堂及び休憩所）の案内・監視業務を財団法人東京都公園協会（以下「公園協会」という。）に委託している。

委託内容は、納骨堂の朝晩の解施錠、参拝者等に対する納骨堂内への案内及び接遇等11項目にわたっている。

ところで、局は当該業務委託とは別に「庭園を含む都立公園等の施設の管理運營業務等委託契約」を締結し、多磨霊園の管理を公園協会に委託している。

しかしながら、みたま堂の案内・監視業務は、公の施設の設置目的を効果的に達成するための管理業務で、多磨霊園の管理に含めることが可能な業務であり、別契約で公園協会に業務委託する理由は見当たらない。

局は、契約業務を簡潔にする上からも、契約方法の見直しを検討されたい。

（建設局）

(2) 個人情報の管理について必要な措置を行うべきもの

福祉局は、大谷田就労支援ホーム等11箇所の障害者（児）施設の管理運営を社会福祉事業団に委託している。

これらの施設は、平成10年度まで都が直接管理していたものであるが、平成11年度から東京都身体障害者援護施設条例（昭和42年東京都条例第96号）等により社会福祉事業団に管理委託しているものである（町田福祉園については、平成10年度の開設当初から社会福祉事業団に委託している。）。

大谷田就労支援ホームでは、開所以来、各福祉事務所から送付された利用者台帳をはじめ、入所中の健康記録など、局が直接管理していた時からの入所者の個人情報（退所している利用者の個人情報も含む。）を保管している。

ところで、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）第8条によれば、実施機関（知事）は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない、とされている。

しかしながら、局は、社会福祉事業団との間で個人情報の管理について何らの取決めもなく、必要な措置を行っていないのは適切でない。

なお、同ホームでは、事務所内の鍵の掛からない書庫に、利用者台帳が保管されていた。

局は、個人情報の管理について必要な措置を行われたい。

（福祉局）

(3) 契約を適切に行うべきもの

建設局は、扇橋<sup>こう</sup>閘門運転業務を公園協会に委託している。

財務局経理部長通知「業務委託等の契約内容について（昭和52年3月5日付51財経庶第1201号）」によれば、契約書に添付する内訳書等には、人数及び1人当たりの単価を表示しないこととされている。

しかしながら、契約書に添付する内訳書に人数及び1人当たりの単価を表示しており適切でない。

局は、契約を適切に行われたい。

(建設局)

(注) 閘門<sup>こう</sup>は、水位差がある運河や河川の水位を調整し、船を円滑に通航させるための施設である。

(4) 精算時における審査を適切に行うべきもの

多摩都市整備本部は、南大沢センター地域活性化対策事業（以下「対策事業」という。）及び新住宅市街地開発事業用地の販売促進補助業務（以下「補助業務」という。）を特命随意契約で株式会社多摩ニュータウン開発センター（以下「開発センター」という。）にそれぞれ委託している。

平成11年度における対策事業及び補助業務の一部である広告宣伝活動業務の実施状況は、表13及び表14のとおりとなっている。

ところで、委託料の支出状況について見たところ、両委託とも、本部・開発センター間で確定した委託額について、金額を確定する書類に不備、不明確な点が認められた。

本部は、開発センターから精算額の根拠となる各種書類を提出させるなど、精算時における審査を適切に行われたい。

（多摩都市整備本部）

（表13）平成11年度南大沢センター地域活性化対策事業実施状況

区 分	実 施 時 期	実 施 内 容
南大沢地区 活性化協議会	平成11. 4. 16 午後2時～3時	都が委嘱した委員15名のうち代理出席含め11名 ・南大沢駅北側都有地の暫定土地利用事業について
現地見学説明会	平成11. 11. 25	参加企業38社63人（申込企業42社）
	平成12. 3. 22	参加企業20社27人（申込企業20社）
	年間8回	個別説明会
緑化推進啓発事業	平成11. 10. 1 ～11. 3 (全体期間)	南大沢にぎわいフェスティバル'99の一環として行 われる花壇コンクール、ハンギングバスケット展等を 通じた宅地販売促進広報、PR活動。

（表14）平成11年度広告宣伝活動業務委託実施状況

土地の所在	区画数	面積(概数)	主な委託内容
八王子市鎌水二丁目83番地	1	34,767m <sup>2</sup>	・募集要領、チラシ、ポスター 等の作成 ・現地案内所の設置 ・宣伝活動など
八王子市南大沢一丁目	16	3,303	
八王子市鹿島	2	614	
多摩市愛宕一丁目	4	920	
八王子市上柚木2389番外	8	7,038	

(5) 共通経費の配分割合を見直すべきもの

ア 建設局は、路外駐車場（7箇所）の管理を財団法人東京都駐車場公社（以下「駐車場公社」という。）に委託しているが、平成7年度から利用料金制度の導入により、料金収入によって駐車場の維持管理を行っているため、委託料を支払っていない。

ところで、駐車場公社における駐車場管理受託事業と、駐車場公社の直営事業に係る共通経費の配分割合は、平成7年度から受託事業（東京都）35%、直営事業（公社）65%となっている。

しかしながら、駐車場公社の平成11年度決算により共通経費の配分を算出すると、表15のとおり、受託事業の割合は24.5%となる。

局は、利用料金制度の導入から5年経過しており、また、駐車場公社の直営事業も増加していることから、共通経費の配分割合を見直されたい。

（建設局）

(表15) 受託事業共通経費配分割合算出表

算出項目		平成7年度	平成11年度
<b>①駐車場使用料収入割</b>			
受託駐車場使用料収入	a	1,392,684,810 円	1,094,803,045 円
直営駐車場使用料収入	b	2,849,051,199	3,958,484,007
計	c(=a+b)	4,241,736,009	5,053,287,052
受託事業会計負担率	d(=a/c)	32.83 %	21.66 %
配分比率	e	50	50
駐車場使用料収入割	f(=d×e)	16.42	10.83
<b>②人頭割</b>			
受託事業会計従業人員	g	88 人	72 人
直営事業会計従業人員	h	97	110
計	i(=g+h)	185	182
受託事業会計負担率	j(=g/i)	47.57 %	39.56 %
配分比率	k	25	25
人頭割	l(=j×k)	11.89	9.89
<b>③駐車場利用台数割</b>			
受託駐車場時間制利用台数	m	604,370 台	589,491 台
受託駐車場定期制契約台数	n	10,016	8,363
計	o(=m+n)	614,386	597,854
直営駐車場時間制利用台数	p	1,583,781	3,288,811
直営駐車場定期制契約台数	q	66,414	67,565
計	r(=p+q)	1,650,195	3,356,376
合計	s(=o+r)	2,264,581	3,954,230
受託事業会計負担率	t(=o/s)	27.13 %	15.12 %
配分比率	u	25	25
駐車場利用台数割	v(=t×u)	6.78	3.78
合計	f+l+v	35.09 %	24.50 %

(注) 平成7年度の数値は、平成5年度決算に基づき算出している。

イ 港湾局は、港湾設備の管理等を社団法人東京都港湾振興協会（以下「港湾振興協会」という。）に委託しており、港湾設備の管理の委託に関する契約第5条に基づき、港湾振興協会が提出する委託業務に係る支出予算の執行計画を承認している。

ところで、平成11年度における港湾振興協会の管理事務費について見たところ、表16のとおり、協会運営経費については、直接人員比率により、直営事業経費と受託事業経費とに按分しているが、事務所維持経費については、明確な配分基準のないまま、受託事業経費のみに計上しており適切な経費の配分となっていない。

局は、共通経費の配分割合を見直されたい。

（ 港 湾 局 ）

（表16）管理事務費調べ

（単位：円、人）

科 目	予 算 額	協 会 運 営 経 費				事 務 所 維 持 経 費	
		直接人員		予 算 額	執 行 額	予 算 額	執 行 額
			比率				
管 理 事 務 費	127,125,000	23	100%	89,465,000	73,065,147	37,660,000	37,659,888
直 営 事 業 経 費	19,682,000	5	22	19,682,000	16,074,333	0	0
受 託 事 業 経 費	107,443,000	18	78	69,783,000	56,990,814	37,660,000	37,659,888

（6）委託料の返還を求めるべきもの

ア 教育庁は、東京都現代美術館等の管理運営を生涯学習文化財団に委託している。

委託料の用途等については、委託契約第10条の規定により、受託業務以外に使用してはならず、委託料の経理に当たっては、生涯学習文化財団の他の会計と区分し、その収入及び支出に関する帳簿並びに関係書類を備え、経理の状況を常に明確にしておかなければならないとしている。

ところで、生涯学習文化財団は、直営事業として東京都現代美術館友の会を設立するため、会員勧誘リーフレット及び会員カードの印刷（契約金額：74万3,400円、契約日：平成12.3.13）を行っているが、これを受託事業の会計から支出しており適正でない。

庁は、生涯学習文化財団に対し、受託事業と直営事業の経理を明確にするよう指導し、印刷経費の返還を求められたい。

（ 教 育 庁 ）

イ 衛生局は、保健所職員等エイズ専門研修及びエイズカウンセリング講習会の実施を財団法人東京都健康推進財団（以下「健康推進財団」という。）に委託している。

局は、同契約において、保健所職員等エイズ専門研修に使用するテキストを250部作成することとし、250部作成したとの実績報告にもとづき、健康推進財団に委託料の支払いを行っている。

しかしながら、健康推進財団はAとテキストの印刷契約（契約金額：18万2,700円、契約日：平成11.6.18）を行っており、その契約書を見たところ、200部しか作成されておらず、50部（印刷経費4万5,675円）が作成不足となっている。

局は、委託事業の履行確認を的確に行うとともに、健康推進財団に対し、委託料の返還を求められたい。

（ 衛 生 局 ）

（7）委託業務を適切に行うよう指導すべきもの

生活文化局は、江戸東京博物館の分館である江戸東京たてもの園の管理運営を歴史文化財団に委託している。

歴史文化財団は、江戸東京たてもの園における復元建物等館内の施設配置案内、展示品の監視等のため、江戸東京たてもの園利用者サービス業務をBへ再委託している。

仕様書によると、Bは、復元建物等館内の展示ケースの温湿度計の測定結果を、歴史文化財団に業務日誌で毎日報告することになっている。

ところで、三井八郎右衛門邸内における襖を展示するケース内の測定状況を見たところ、平成11年8月4日から平成12年2月18日まで測定を行っていないなど、適切な管理状況となっていない。

局は、歴史文化財団が委託業務を適切に行うよう指導されたい。

（ 生活文化局 ）

(8) 利息の帰属を明確にすべきもの

概算払いを行っている委託料の発生利息について、次のとおり、その帰属の取扱いが明確でないものが見受けられた。

ア 港湾局では、東京港の振興を図る目的で、東京港の広報・案内業務、客船ターミナル管理等5件の業務を港湾振興協会に委託している。

ところで、これらの平成11年度における委託契約内容等について見たところ、委託料が各四半期の当初月の前月（第1四半期のみ4月）に指定口座に振り込まれている結果、表17のとおり、委託料に係る利息が発生しているにもかかわらず、契約書に利息の帰属の条項がないため、事実上港湾振興協会の帰属として処理されている。

局は、委託契約から発生する利息について受託者と協議を行い、その帰属を明確にされたい。

( 港 湾 局 )

(表17) 平成11年度業務別発生利息調べ

(単位：円)

委 託 項 目	上 半 期	下 半 期	計
東京港の広報・案内業務	25,697	23,178	48,875
晴海客船ターミナル管理	23,204	25,169	48,373
竹芝客船ターミナル管理	25,954	17,641	43,595
有明・青海客船ターミナル管理	8,102	8,010	16,112
レインボーブリッジ管理	35,948	40,338	76,286

イ 財務局は、東京都庁有車駐車場の管理運営を駐車場公社に委託している。

この委託金額の支払方法は概算払いのため、これにより生じた利息（2万4,983円）は、精算時に委託料から差し引いて処理されており、事実上都へ納付されている。

しかしながら、契約書には預金利息の帰属が明確になっておらず適切を欠くものとなっている。

局は、預金利息の帰属を明確にされたい。

( 財 務 局 )



<意見・要望>

委託業務の再委託、運用利息から生ずる引当金について見ると、そのあり方に改善・検討をすべき点が見受けられることから、次のとおり意見・要望を付す。

(1) 委託契約のあり方について検討すべきもの

監理団体へ業務を委託する場合には、委託料の積算を適切に行い、経費節減を図る必要があるが、委託業務の一部を、監理団体がさらに再委託しているものについて、次のとおり、委託契約のあり方を検討するよう要望する。

ア 庁舎管理業務委託契約のあり方について検討すべきもの

下水道局は、日本ビル庁舎の管理業務を特命随意契約で東京都下水道サービス株式会社（以下「下水道サービス」という。）に1億9,867万500円で委託しており、また、下水道サービスでは、表18のとおり委託業務の主な作業部分を、民間事業者5社に1億5,286万890円で再委託している。

ところで、当該業務は、平成3年4月から下水道サービスに委託しているが、それ以前は局が個々の業務を現在とほぼ同一の再委託業者に委託していたものである。

下水道サービスの直接行う事務は、①契約事務、契約に伴う履行確認、②局への庁舎管理状況報告等、③庁舎内入居者及び他区分所有者管理室との連絡調整などとなっている。

しかしながら、個々の作業を実質的に遂行しているのは、再委託業者であり、局と下水道サービスとの契約額及び下水道サービスと再委託先との契約額との差額4,580万9,610円は、下水道サービスの事務経費（人件費及び一般管理費）としては妥当性に欠ける面が見られる。

局は、経費の節減を図る上からも、積算の見直しを行うなど、再委託となっている庁舎管理業務委託契約のあり方について検討されたい。

（下水道局）

（表18）下水道サービスの管理委託業務の再委託状況（単位：円）

再委託業者	業務内容	委託金額
C	ビル管理業務 諸設備機械運転管理・保守点検 消防設備保守点検 清掃業務 巡視業務	149,457,000
D	エレベーター保守点検	2,381,190
E	防火シャッター保守点検	304,500
F	自動ドア保守点検	315,000
G	鉢付き植物の借り入れ	403,200
	合計	152,860,890

イ 保守点検業務委託契約のあり方について検討すべきもの

水道局は、水運用センター自動水質計器等保守点検の業務を指名競争入札で水道総合サービス株式会社（以下「水道総合サービス」という。）に7,250万円（消費税及び地方消費税を除く。）で委託している。

ところで、水道総合サービスは、点検業務の一部を、表19のと通りの業者に再委託している。

しかしながら、水道総合サービスにおける経費の内訳について見たところ、直接人件費及び直接経費は、3,509万7,600円であり、また、外注費（8社への再委託費）は1,318万5,000円となっており、これらの経費を除いた2,421万7,400円が水道総合サービスの粗利益となり、粗利益としては妥当性に欠ける面が見られる。

局は、経費節減を図る上から、自動水質計器等の保守点検業務委託契約のあり方について検討されたい。

（水道局）

（表19）自動水質計器等保守点検業務再委託業者等調べ（単位：円）

再委託業者	計器台数	外注費
H	48台	2,720,000
I	38	2,515,000
J	14	1,190,000
K	12	1,020,000
L	8	340,000
ほか3社	45	5,400,000
合計		13,185,000

(2) 運用利息を充当している引当金のあり方について検討すべきもの

住宅局は、都営住宅の管理を住宅供給公社に委託している。

委託契約第8条の2によれば、委託料の運用より生じた利息は、「東京都営住宅管理業務委託契約に係る委託料の運用利息に関する協定（平成5年3月25日締結）」により、住宅供給公社が委託業務を執行するために使用する事務所の建設改修資金引当金（以下「引当金」という。）及び都営住宅管理委託業務改善資金に充当するものとしている。

住宅供給公社は、平成11年度の運用利息総額1,420万余円のうちから、同協定第2条に基づき720万余円を引当金に充当している。この結果、平成11年度末での引当金累計額は、4億7,633万余円となっている。

局は、協定の見直しも含め、住宅供給公社と十分協議を行い、引当金のあり方について検討されたい。

（住宅局）

### 3 委託事業に関する指導監督について

監理団体への委託事業については、委託期間終了後に、団体から都への事業実績報告書が提出され、履行の確認を行っているが、報告に必要な情報が記載されているか、その事業執行について効率的・効果的に実施されているか、都民サービスの向上を図っているかなどについて、団体への指導監督が十分でないものが見受けられた。

委託事業の効率的・効果的な執行を図るため、都は団体への指導監督を適時、適切に行う必要がある。

以下、問題点について述べる。

(1) 案内表示、パンフレットの記載内容を指導すべきもの

港湾局は、多くの都民に臨海副都心を理解してもらうことを目的として、青海フロンティアビル20階の一部にある、入場が無料の臨海副都心PRコーナーの管理運営を港湾振興協会に委託している。

港湾振興協会は、図1のとおり、臨海副都心PRコーナーに隣接した、港湾振興協会の直営事業で有料(200円)施設である東京港PRコーナーと一体として東京みなと館(以下「館」という。)の管理運営を行っている。

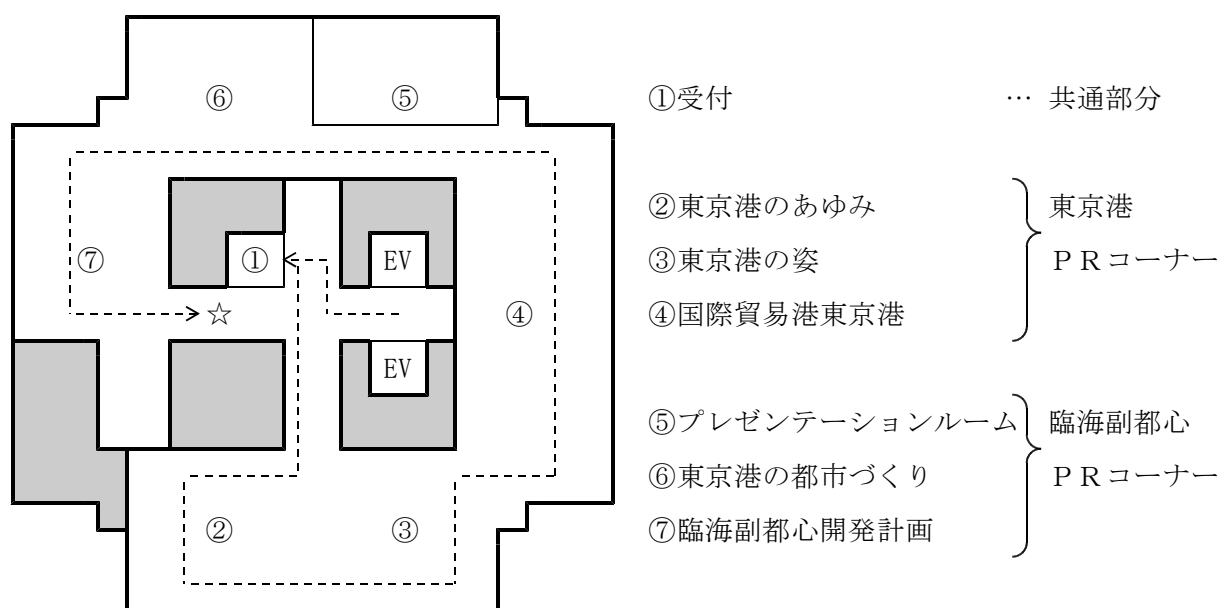
パンフレット等の印刷経費、受付、説明者の人件費など両者に共通する経費は、それぞれが半額を負担している。

ところで、館の案内表示板等の記載内容について見たところ、①案内表示板、順路標識は、図1のとおり、受付で館の入場料を支払った後、東京港PRコーナーから臨海副都心PRコーナー、出口と順路が続いており、臨海副都心PRコーナーについて、都からの委託施設で入場が無料であるとの記載が表示されていない。②館のパンフレットでは、東京港及び臨海副都心の双方のPRコーナーが紹介されているが、臨海副都心PRコーナーが無料の施設であることの説明が記載されておらず、館の入館料のみが記載されている。

局は、案内表示、パンフレットの記載内容等が、都民等にわかりやすくなるよう、港湾振興協会を指導されたい。

( 港 湾 局 )

(図1) 館の現況図



(注) ☆印の箇所には、進入禁止の標識があり、臨海副都心PRコーナーへ直接進入ができないようになっている。

(2) 業務従事者の資格要件について指導監督を行うべきもの

建設局は、都が管理する小金井公園等7公園において、施設点検・巡回・案内接遇等の業務を公園協会に委託している。

局は、業務従事者の備えるべき要件として、①東京消防庁等が実施する救急救命訓練を受講し救命技能認定証の交付を受けていること、②救命技能認定証が有効期限内であることとしている。

なお、採用期間中における認定証の有効期限切れの者については、研修計画を提出し、有効期限が切れることのないよう、計画的に受講させることとしている。

ところで、従事者の資格要件について見たところ、表20のとおり、平成11年度の採用期間中に救命技能認定証の有効期限（平成11. 11. 17）が切れている1名について、研修計画の提出がないまま、平成12年度も引き続き従事させている。

また、監査日（平成12. 6. 22）現在、9名の有効期限が切れているにもかかわらず、公園協会は講習受講の予定を策定していない。

局は、資格の有効期限が切れた従事者に対し、講習を受講させるなど、公園協会に対し指導監督を行われたい。

（建設局）

（表20）従事者の認定証有効期限

氏名	勤務場所	有効期限
M	水元公園	平成11. 11. 17
N	井の頭公園	12. 5. 16
O	小金井公園	12. 5. 16
P	公園係	12. 5. 16
Q	水元公園	12. 5. 16
R	日比谷公園	12. 5. 16
S	小金井公園	12. 6. 20
T	小金井公園	12. 6. 20
U	小金井公園	12. 6. 20
V	上野公園	12. 6. 20

(3) 委託料の使途証明を明確にするよう指導監督すべきもの

教育庁は、競技力向上事業を財団法人東京都体育協会（以下「体育協会」という。）に委託（委託金額：1億1,020万円）している。

この事業は、東京都のスポーツ水準の向上を図るため、国民体育大会（以下「国体」という。）及び国体関東地区大会の東京都代表候補選手を対象とした競技力向上強化練習・合宿及び選手強化策に関する研修等の充実策を実施するものである。

体育協会は、表21のとおり、平成11年度競技力向上事業補助対象経費並びに単価基準を定め、国体の競技40種目の団体に、委託料のうちから団体種目別強化事業費として9,366万6,000円を支出している。

ところで、国体種目別強化事業費に関する各競技団体からの使途証明書類等について見たところ、表22のような練習場所で合宿をしたとして、全員に宿泊費を一律定額で支給している。

しかしながら、使途証明も業者の領収書ではなく個人集合領収書のため、合宿実施の有無及び合宿施設名が確認できない等の適切でない事例が認められた。

庁は、体育協会に対し、国体種目別強化事業費の使途証明書類について明確にするよう、指導監督を行われたい。

（教育庁）

（表21）競技力向上事業補助対象経費並びに単価基準表

科目	単価基準（支出限度額）	使途証明書類
謝金	監督（コーチ） 1日5千円以内 補助員 1日3千円以内	個人集合領収書
借損料	競技会場借上料実費 人員輸送のためのバス借上料	会場責任者又は業者の領収書
用具費	用具等購入費・借上料実費	業者の領収書
交通費	・交通費実費 ・1km以上5時間以上の旅行には200円 ・片道100km以上は特急料金	個人集合領収書
宿泊費	1泊2食 9千円以内	個人集合領収書又は業者の領収書(明細書添付)
昼食費	競技力向上事業実施日 1人1食 800円以内	個人集合領収書又は業者の領収書
通信運搬費	郵券等購入代、器具運搬費実費	業者の領収書
消耗品費	事務用消耗品代実費	業者の領収書
会議費	会議室使用料金、会議用弁当・茶代	業者の領収書（明細書添付）

（表22）合宿練習実施場所等調べ

競技団体名	合宿実施期間	合宿練習実施場所	参加人員	宿泊費
W協会	7.21～7.27	Y 高校（世田谷区）	15人	1泊 6,000円
	7.27～8.15	Z 高校（八王子市）	17	〃
	8.7～8.13	A 高校（新宿区）	22	〃
	8.10～8.19	B 大学（世田谷区）	17	〃
	8.25～8.31	C 高校（武蔵野市）	17	〃
X協会	8.23～8.26	D 高校（世田谷区）	16	1泊 9,000円
	8.25～8.28	E 高校（中野区）	15	〃
	10.9～10.11	D 高校（世田谷区）	16	〃
	10.9～10.11	E 高校（中野区）	15	〃

(4) 未返却図書の督促を指導すべきもの

生活文化局は、東京ウィメンズプラザの管理運営を財団法人東京女性財団（以下「女性財団」という。）に委託している。

女性財団が管理運営している図書資料室における図書等の平成11年度貸出し、返却等状況について見たところ、返却期限を1年以上も経過しているにもかかわらず、監査日（平成12.9.27）現在、返却されていないものが232冊（128名）認められた。

これは、平成10年3月1日から平成12年2月29日までの2年間分の未返却者236名（434冊）に対して、平成12年3月1日に、ハガキによる督促を1回行ったのみで、その他の督促を、監査日現在まで全く行っていなかったためである。

ところで、貸出登録申込書には自宅等の電話番号が記載されていることから、頻繁に電話での督促が可能であったにもかかわらず、女性財団はこれを行っていない。

局は、図書等の購入代金は都の委託料で賄われていることから、女性財団に対し適切な督促を行うよう指導されたい。

（生活文化局）

(5) 誘導標識を適切に設置するよう指導すべきもの

建設局は、小石川後樂園等の管理運営を公園協会に委託している。

局は、外国人の公園利用サービスの向上を図るため、都立公園の維持管理技術指針（平成6年）に基づき、外国語による案内板等の緊急整備を図るとしており、小石川後樂園もその対象となっている。

ところで、公園協会は小石川後樂園解説版補修工事において誘導標識等を補修しているが、誘導標識等の内容について詳細な検討を行わなかったため、表23のとおり、英字併記していないものが見受けられるのは適切でない。

英字併記の誘導標識は、外国人の来園者に対するサービスの向上を図る上で望ましいものであることから、局は、誘導標識を適切に設置するよう公園協会を指導されたい。

（建設局）

（表23）誘導標識の英字併記状況

区 分	数 量
日本文字のみ	13 基
英 字 併 記	14
合 計	27

(6) 委託料の執行について改善を指示すべきもの

都立大学は、大学構内に設置されている国際交流会館（以下「会館」という。）の管理運営を生涯学習文化財団に委託している。

ところで、生涯学習文化財団における委託料の執行状況について見たところ、生涯学習文化財団は平成11年度に表24のとおり、コピー用紙を購入しているが、同年度中の用紙の使用量は表25のとおりであり、多量に翌年度に繰り越されている。

委託料は、当該年度の事業執行に必要なものであることから、多量の用紙が翌年度に繰り越されていることは適切でない。

大学は、委託料の執行について改善を、生涯学習文化財団に対し指示されたい。

（都立大学）

(表24) 平成11年度コピー用紙購入実績

種別	契 約 年 月 日				計
	平成12. 2. 4	平成12. 3. 7	平成12. 3. 17	平成12. 3. 22	
A4判	12,500 枚	25,000 枚	62,500 枚	80,000 枚	180,000 枚
B4判	5,000	2,500	12,500	17,500	37,500
B5判	5,000	—	12,500	10,000	27,500
A3判	1,250	—	6,250	8,750	16,250
合 計					261,250

(表25) 平成11年度使用実績

用 途	使用枚数
会館コピー機	28,952 枚
会館パソコン	9,000
会館FAX	6,000
会館行事案内等	28,048
会館事務	5,000
合 計	77,000



(7) 物品の購入を計画的に行うよう指導すべきもの

生活文化局は、江戸東京博物館の管理運営を歴史文化財団に委託している。

歴史文化財団は、この委託業務の中で、江戸及び東京の歴史と文化にかかわる資料の収集や施設管理運営上の物品の購入などを行っており、平成11年度に526点（購入金額：5,867万9,655円）の物品を購入している。

ところで、歴史文化財団の物品購入状況について見たところ、第4四半期に301点（購入金額：3,309万225円）を購入し、このうちの標本、案内板等203点（購入金額：2,713万1,100円）は、年度末の平成12年3月31日に購入しており、計画的な執行となっていないのは適切でない。

局は、物品の購入を計画的に行うよう、歴史文化財団に対し指導されたい。

(生活文化局)

(8) 物品等の適切な購入を指導すべきもの

教育庁は、東京文化会館等文化施設及び体育施設の管理運営等を生涯学習文化財団に委託している。

ところで、生涯学習文化財団の平成11年度の物品等購入状況について見たところ、表26のとおり、タクシークーポン券が平成12年度に繰り越されており、この中には3月に購入したものがすべて繰り越されているものが認められた。

庁は、物品等の適切な購入を行うよう、生涯学習文化財団に対し指導されたい。

(教育庁)

(表26) 平成11年度タクシークーポン券(5,000円券)調べ

施設名	年度当初数	購入数		使用数	年度末数
			うち3月分		
生涯学習文化財団事務局	342冊	500冊	200冊	672冊	170冊
東京文化会館	190	165	165	195	160
東京都現代美術館	125	300	100	227	198
多摩スポーツ会館	83	14	14	50	47
夢の島総合体育館	42	30	30	17	55
合計	782	1,009	509	1,161	630

<意見・要望>

(1) 深夜を想定した避難訓練の積極的な実施に努めるよう指導すべきもの

福祉局は、11箇所の障害者（児）施設（以下「施設」という。）の管理運営を事業団に委託している。

ところで、委託している施設のうち、知的障害者（児）施設9施設の平成11年度における、施設全体の夜間及び夜間を想定した避難訓練の実施状況について見たところ、表27のとおりとなっているが、①各施設の午前0時前後の深夜勤の職員配置数は、表28のとおりとなっており、実施日時の職員参加数（八王子福祉園23人、小平福祉園6人）と夜勤体制の人数（八王子福祉園23人、小平福祉園6人）を見ると、八王子福祉園、小平福祉園を除いた7施設では、深夜の火災等を想定した訓練を実施していないこと、②訓練の実施回数に大きな差異があることなどが認められた。

厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年社施第107号)」によれば、避難訓練は特に自力避難困難者の避難・救出訓練及び夜間における避難に重点を置いた訓練等実態に即した訓練を定期的を実施することとされている。

避難訓練は、火災等がいつ発生するか予測困難なことから、様々な場合を想定して訓練することが必要であり、特に職員配置数が少ない深夜の時間帯を想定した訓練は重要なものである。

局は、事業団に対し、利用者の安全を図るため、深夜を想定した避難訓練の積極的な実施に努めるよう指導されたい。

（福祉局）

(表27) 平成11年度夜間及び夜間想定避難訓練実施状況

施設名	実施日時	想定出火時刻	参加者数		
			職員	利用者	その他
東村山福祉園	平成11. 5.26 13:30~14:00	19:30	70人	90人	
	11. 6.25 13:30~14:00	〃	70	74	
	11. 7.16 19:30~20:00	〃	29	144	
	11.11.17 13:45~14:15	〃	109	100	
	12. 1.26 13:30~14:00	〃	53	99	
	12. 3.15 13:30~14:00	〃	32	49	
七生福祉園(児)	11. 5.31 16:00~16:30	18:30	25	138	
七生福祉園(者)	11. 5.20 19:00~19:30	19:00	28	175	
	11.11.18 19:00~19:30	〃	23	149	
千葉福祉園(児)	12. 3. 7 18:30~19:30	18:30	60	561	消防署員 15人
千葉福祉園(者)					
八王子福祉園	11.11.26 13:30~14:00	深夜想定	23	160	職員住宅 20 警備・機械室 4
小平福祉園	11. 4.28 13:30~14:00	19:30	25	39	
	11. 6.24 13:30~13:50	19:00	20	26	
	11. 7. 9 18:30~19:00	0:30	6	40	職員住宅 3
	11. 8.30 13:30~14:00	19:00	25	38	消防署員 3
	11. 9.17 18:30~19:00	0:30	6	40	職員住宅 3
	11.11.26 13:30~13:50	19:00	25	39	
	11.12. 9 13:30~13:45	〃	15	27	
	12. 2.25 13:30~14:00	〃	28	39	
	12. 3.16 13:30~14:00	〃	21	40	
日の出福祉園	11. 7.21 13:40~14:20	夜間想定	27	71	委託職員 5
	11. 9. 6 19:30~20:30	19:30	35	78	委託職員 3 宿舎職員 1 消防署員 3
	12. 3. 8 13:40~14:00	夜間想定	13	78	委託職員 2 消防署員 4
町田福祉園	11.10. 7 14:00~15:00	夜間想定	30	60	防災委員 10

(注) (児)は、障害児施設を、(者)は、障害者施設を、それぞれ示す。

(表28) 平成11年度深夜勤職員配置数

施設名	定員	福祉			医師	看護婦	合計
		棟数	夜勤者数	計			
東村山福祉園	160人	10棟	2人	20人	1人	2人	23人
七生福祉園(児)	156	7	1	7	—	1	8
七生福祉園(者)	150	6	1	6	—		6
千葉福祉園(児)	120	5	1	5	—	1	6
千葉福祉園(者)	480	23	1	23	—		23
八王子福祉園	160	10	2	20	1	2	23
小平福祉園	42	3	2	6	—	—	6
日の出福祉園	80	5	2	10	—	1	11
町田福祉園	80	5	2	10	—	1	11

(注) (児)は、障害児施設を、(者)は、障害者施設を、それぞれ示す。

#### 4 むすび

以上、監理団体への委託事業について見てきたが、監査結果の主なものをあげると、

- ① 委託事業の費用対効果の面から、相談事業について見直しをすべきもの
- ② 事業に見合った委託料の支払いを適切に行うべきもの
- ③ 一件の契約でできるものを個々に契約しているもの
- ④ 委託料の積算について共通経費の配分割合を見直すべきもの
- ⑤ 委託料の用途証明を明確にするよう指導監督すべきもの

などの問題点が見受けられた。

また、委託事業によっては、監理団体の自主事業との区分が明確でないもの、事業実績の報告書が十分でないもの及び局において委託事業に関連する事務処理が適切でないものも見られた。

各局は、今後委託事業の実施に当たっては、以上の監査結果について留意し、十分な取組みが必要である。

ところで、都は、「東京都監理団体総点検のための基本指針」により、すべての監理団体の見直しを実施した結果、平成12年11月に「監理団体改革実施計画」を策定し、12月には、統廃合や事業再編等の監理団体の改革を「都庁改革アクションプラン—都政改革ビジョンI」で再度示している。また、今後の行財政運営の具体的な指針となる「東京構想2000」を発表した。

このように、監理団体の改革ビジョンなどが示されたことから、各局は、現下の厳しい都財政の状況を踏まえ、このビジョンに沿った事業の見直しを含め、委託事業における今回の監査の問題点の解消はもとより、適正かつ効率的・効果的な事業の推進に特段の努力が望まれる。

また、監査においても、このような状況を認識して、行政監査を含めた各種監査において、今後都政改革ビジョンに沿って監理団体等に委託される事業が、事業目的を達成しているか、経費に見合った効果を上げているかなど、有効性・効率性の一層の向上を目指しているかについて、監査業務の遂行に努めていく。